平成２４年（フ）第１０６１号
大阪府八尾市安中町３丁目２番73―103号
債務者　久保　桂子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０９５号
大阪府豊中市千成町１丁目５番５―201号
債務者　諸岡　晶子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１００号
大阪市平野区喜連東３丁目７番29―203号
債務者　松下　輝志
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１０１号
大阪市平野区喜連東３丁目７番29―203号
債務者　松下イツ子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１１０号
大阪市東淀川区東中島４丁目１番11―311号
債務者　前田　陽子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１１５号
大阪府東大阪市稲田上町１丁目24番15号
債務者　清兼　ゆき
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１３０号
大阪市東淀川区豊里４丁目９番９号　みやぎマンション302号
債務者　石川よ志え
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１４５号
大阪府豊中市庄内西町２丁目９番５号
債務者　井上　義弘
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７号
岩手県岩手郡雫石町西安庭第27地割２番地１第３ドミール御所湖203号
債務者　下川原正吉
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１９号
岩手県北上市和賀町横川目11地割145番地２、前住所岩手県北上市村崎野14地割428番地179
債務者　西原　明美
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第２３号
岩手県北上市黒沢尻１丁目21番８号、前住所岩手県北上市川岸４丁目３番22号　阿部住宅２号
債務者　熊田　一久
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第３８号
和歌山市吹屋町５丁目15番地の１　パレ・ロワイヤル吹屋町502号
債務者　榎木　康浩
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第５６号
和歌山市杭ノ瀬12番地の21
債務者　木村　雅彦
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第５７号
和歌山県橋本市賢堂1095番地
債務者　池田　雅彦
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第６７号
和歌山市西庄1044番地の33　セジュール弐番館Ｂ―110
債務者　松永　恭一
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第６８号
和歌山市葵町11番26号
債務者　田出　　斉
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第７０号
和歌山県岩出市岡田523番地の18
債務者　榎津　　誠
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第７１号
和歌山県岩出市岡田523番地の18
債務者　榎津　好美
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係